破産手続終結

平成２４年（フ）第１４５５号
福岡県筑紫野市大字山家4288番地の３
破産者　有限会社白垣建設
１　決定年月日　平成25年12月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９８０号
東京都港区芝３丁目４番13号
破産者　株式会社ネオフロンティア
１　決定年月日　平成26年１月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９０号
富山県中新川郡上市町三日市43番地
破産者　株式会社樋口靴店
１　決定年月日　平成26年１月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９５号
福井市本堂町第42号１番地の40
破産者　有限会社美光建材
１　決定年月日　平成26年１月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１７９９号
札幌市東区北42条東６丁目３番10号
破産者　大村　直継
１　決定年月日　平成25年12月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１２号
富山県中新川郡上市町三日市43番地
破産者　樋口　明夫
１　決定年月日　平成26年１月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２６号
富山市呉羽町3736番地５
破産者　紺谷　源二
１　決定年月日　平成26年１月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３５号
福井県丹生郡越前町織田第43号11番地
破産者　北野　和幸
１　決定年月日　平成26年１月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１７７号
福井県越前市東庄境町第39号７番地１
破産者　高橋　貞雄
１　決定年月日　平成26年１月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２０号
北海道滝川市緑町５丁目１番３号、住民票上の住所熊本市東区新南部５丁目５番86号
破産者　一柳　　猛
１　決定年月日　平成26年１月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第４２３１号
奈良市神功５丁目11番地の２　グリーンハウスヴィラ５－Ｂ、前住所奈良市神功３丁目14番地の１　ガーデンヒルズ高の原９－Ａ
破産者　東　　靖昭
１　破産債権の届出期間　平成26年２月７日まで
２　一般調査期日　平成26年３月20日午後３時30分
平成26年１月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１７号
愛知県豊田市山之手５丁目41番地２　山之手丸太マンション105号、前住所愛知県豊田市大林町15丁目２番地１　ライオンズマンション豊田大林公園502号
破産者　藤崎　聡美
１　破産債権の届出期間　平成26年２月12日まで
２　一般調査期日　平成26年３月７日午後２時30分
平成26年１月６日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第７３４号
神戸市兵庫区菊水町８丁目５番11号
破産者　小南　　徹
１　破産債権の届出期間　平成26年２月12日まで
２　一般調査期日　平成26年３月25日午後１時30分
平成25年12月27日
神戸地方裁判所第３民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第６６号
山口県光市虹ケ丘７丁目９番11号虹ヶ丘プラザＡ棟102号室、前住所山口県光市島田４丁目７番６号
破産者　葛原　幸枝
異議申述期間　平成26年２月７日まで
平成26年１月７日　山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第１９号
山口県防府市大字田島1772番地
破産者　株式会社丸喜農園
異議申述期間　平成26年３月３日まで
平成26年１月７日
山口地方裁判所民事部破産係

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２１０７号
東京都豊島区巣鴨５丁目14番６号
清算株式会社　株式会社豊島テック
代表清算人　清水　庸吉
１　決定年月日　平成26年１月６日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第２１１０号
東京都新宿区築地町１番地１
清算株式会社　株式会社めぐみ
代表清算人　加賀谷光夫
１　決定年月日　平成26年１月６日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２６年（再）第１号
大阪市西区江戸堀３丁目１番31号、商業登記簿上の本店所在地大阪市西区江戸堀２丁目７番15号
再生債務者　大倉ケミテック株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市中央区北浜３丁目５番29号日生淀屋橋ビル５階　弁護士法人三宅法律事務所　弁護士　磯田　光男
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）